

対価還元的手段に関する検討

平成29年11月

本小委員会において整理した三つの手段について、各手段の強みや課題、留意事項等について議論を深める。

1. 検討にあたっての基本的考え方

「平成28年度著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会の審議の経過等について」を踏まえ、私的複製に係る補償の在り方及び対価還元的手段について、以下の3点を前提に検討を行う。

- ◇ 私的複製による不利益が権利者に生じていると評価できる以上は、原則として、権利者への補償が必要である。¹
- ◇ もっとも、私的複製により不利益が生じていることをもって、全ての私的複製について補償が必要であると直ちに断じることは拙速であり、私的複製の趣旨や性質を考慮しながら、最終的にどのような補償制度を導入するかという議論とは別に、どのような私的複製について補償の必要があるのかを検討することが重要。
- ◇ 総体として大量に私的複製が生じているという側面と、個々の利用者のレベルでは必ずしも大量の私的複製が行われているわけではないという側面とがあることを踏まえ、補償制度を構築する上では社会的理解を得る必要がある。

¹ 補償についての基本的な考え方として、私的複製により経済的な不利益が具体的に生じていることを前提として権利者への補償が必要であると結論付けるのではなく、両論併記にとどめるべきである、との意見も示された。

2. 対価還元の手段としての選択肢

私的録音録画補償金総額の減少傾向が進み、制度が有効に機能していないのではないかと
の指摘があることを踏まえつつ、クリエイターへの適切な対価還元の手段について検討する。

(1) 補償金制度

私的録音録画補償金制度について、私的録音に供されている機器・媒体のうち、現在対象となっていないものについて同制度の対象とする等の改善を行う案。私的録音に供される機器・媒体に対して補償金を課し、これらの機器・媒体の購入時に補償金を一括で徴収することで、指定団体を通じて権利者に分配するという制度。

(2) 契約と技術による対価還元

コンテンツの提供価格に私的録音の対価（補償）をあらかじめ上乗せする等、DRMの状況等を踏まえて価格設定を行う方法。補償金制度のように指定団体を経由した徴収・分配を行うのではなく、コンテンツ提供のために行われる権利処理と同様に、提供されるコンテンツの権利者に直接紐づいて、対価が還元される。

(3) クリエーター育成基金

限定的な環境で行われる私的録音という行為を正確に捕捉しそれに対応した対価を正確に還元するということには限界があることから、個々のクリエイターに対価を還元するという発想から離れ、私的録音を総体として捉えた上で、その対価を広く一般に文化芸術の発展に資する事業に使う案。

I. 対価還元の手段に関する基本的考え方

<主な意見>

- ◎ 広範な私的複製を認める現行の30条1項の範囲は維持すべきである。また、契約と技術による対価還元手段が有効な領域があると考えられる一方で、およそ全ての私的複製について完全な個別課金となされることをユーザーが望んでいるわけでもない。
- ◎ 私的複製に係る権利制限自体は、準物権的な権利の制限であり、それに伴う権利者への対価還元は実効性のある制度である必要がある。
- ◎ 対価還元の手段については、補償金制度が適切な領域と、契約・技術により対価還元が実現できる領域と、それぞれの範囲と限界も踏まえつつ、現実的な解を探っていくべきである。
- ◎ クリエーター育成基金の提案の趣旨は、補償金制度における共通目的事業の在り方の改善において生かしていくことも適切である。

(各手段の組み合わせ等について)

- 契約と技術により私的複製が完全にコントロールできるようになるのであれば、30条1項があったとしても、補償は不要となる。しかし、直ちにそのような環境が実現するわけではない。
- 広範な私的複製を認める現在の30条1項の範囲は維持すべきである。完全な個別課金をユーザーは欲していないとともに、30条1項の理念にも反する。他方、広範な私的複製を認める以上、クリエイターには、それに対応した対価を実効的に還元しなければならない。著作権は準物権的な権利であり、30条1項の権利制限は物権的な側面に関わるものであることを踏まえつつ、どのようにしたら実効性のある（現に権利者にリターンのある）現実的な解となるか、各手段の組み合わせも含め、総合的に探っていくべき。
- ユーザーは、全てが契約と技術による手段でよいと考えているわけではない。他方、契約でコントロールできる領域もある。広範な私的複製を可能とする30条1項を前提としたうえで、30条1項の政策目的に立ち返りつつ、どのような手立てが可能か、探るべき。
- 補償金制度は包括的な制度であり、正確な分配に限界があることから、共通目的事業が設定されている。権利者への分配を確保しつつ、補償金における共通目的事業を、クリエイーター育成基金の精神に合致させるものとして、国民全体の文化の発展に寄与していくものとして捉えていくことは適切である。

Ⅱ．各手段について

（１）補償金制度

（１）－① 基本的考え方【主な論点】

○各手段の強みと課題は何か。〔共通〕

○各手段について、課題がある場合に、課題の解決のためにどのような方策が考えられるか。
また、その際の留意点は何か。対価還元的手段として、各手段の組み合わせも考えられるか。〔共通〕

（ア）著作権保護技術等の進展により私的録音録画の実態が捕捉可能となるとの意見があることも踏まえると、対価還元的手段として補償金制度が適切な領域の範囲と限界は、どこまでと考えるべきか。〔（イ）及び（ケ）と関係〕

（イ）配信事業における課金と補償金の二重取りの可能性の課題については、それを回避ないし低減するために、どのような解決策や考え方が採りうるか。〔（ア）（ウ）（ケ）と関係〕

（ウ）補償金制度に関する課題として、包括的な制度であることに由来する課題等が指摘されるが、補償金制度を維持する領域においては、それらの課題解決に向けてどのような現実的な方策が考えられるか。〔（エ）～（ク）と関係〕

＜主な意見＞

《強みについて》

◎ 現行の補償金制度は、私的複製に関する広範な権利制限（３０条１項）と、権利制限に伴う権利者への不利益の補償の均衡を実現した制度である（同制度の見直しは、同条１項の在り方、可能な私的複製の範囲そのものに関わる話である）。

◎ 諸外国においては、補償金制度が維持されており、国際的にみれば、国民的な納得感がみられる制度といえる。

《課題について》

◎ 制度が機能していないことの根本原因は納得感に欠けている点にあるのではないか。

◎ 納得感が乏しいとの指摘は、分配の観点や、製造業者を協力義務者としている点に起因するところが多いと考えられる。

《課題解決に向けて》

◎ 補償金制度については、対象機器・媒体の範囲や定め方、協力義務の考え方、分配・支出の

方式、周知等について必要な見直し・改善を行うことが考えられる。

(制度の意義等)

- 現行の補償金制度は、記録機器・媒体の購入時に補償金を支払えば、どの映像や音楽を複製したかという情報を一つ一つ明らかにしなくてもよいという点で、ユーザーにとって非常に有益な制度である。
- 補償金制度の見直しは、私的複製に関する権利制限を定める30条1項の在り方、可能な私的複製の範囲そのものに関わる問題である。私的複製に関する広範な権利制限規定により、著作物の利用に関するプライバシーを守りつつ、権利制限に伴う権利者への不利益を補償することを組み込んだのが現行制度であり、補償金制度（同条2項）の後ろ支えがあって現在の1項があるという関係性にも留意する必要がある。

(「納得感」について)

- 補償金制度が機能していないことの根本原因は納得感。一般人の常識に合わないから合意形成ができないという点にあるのではないかと。私的録音の実態を踏まえて判断すべき。フランスやドイツにおいても、消費者団体や機器メーカーが当事者となり、補償金制度について訴訟が提起されており、納得感が得られていると言い切れないのではないかと。
- 納得感に欠けるということは制度を廃止する理由にはならない。再生エネルギー発電促進賦課金でも類似の問題が提起されているが、その在り方については、政策目的に立ち返って考えるべきであり、本件についても、補償金か契約かと割り切れる問題ではなく、30条1項の政策目的から考えるべきである。
- 全ての国民が納得する制度はありえないのだから、納得感は理由にすべきではない。現行のデジタルコンテンツ流通と私的複製のボリュームを踏まえると、私的複製をそのまま放置して何らの補償金も掛けないときには、ベルヌ条約上のスリー・ステップ・テストとの関係で違法状態が生じると考えられることから、補償金制度を設ける必要がある。現に諸外国では、補償金制度が広く導入されている。
- 諸外国において、補償金制度が我が国より先に導入され、存続しているのは、総体としてみれば、国民的な納得を得ているからということに他ならない。補償金の徴収であるから、国民全部が納得することはおよそあり得ないと考えられるが、国民の大多数が制度を維持することができないくらいに納得していないことによって法制度が崩れている国はないのではないかと。また、我が国のメーカーが、納得感がないとして、諸外国で訴訟を提起している事実はあるのか。
- 我が国の補償金制度について納得感が乏しいとの指摘は、分配の観点であったり、製造業者を協力義務者としていることについて、実効性の面で課題があったりすることに起因するところが大きいと考えられる。同制度が機能している諸外国の状況も参考にしながら、一番納得できるような法律構成を検討していくことが必要。

- 納得感の課題は、消費者に補償金額が明示されていないことが根本原因ではないか。フランスのように、購入時のレシートに補償金額を明示するなど、周知に向けた小売の協力も必要。
- 我が国の補償金制度においては、対象機器等を政令指定する方式によって定めていることも、納得感が課題とされることの要因。

(その他)

- ユーザーが意識せず行う私的複製が増えている状況にあると言えるのではないか。そのような実態について知った上で、皆が納得する制度を作っていくことは可能なのではないか。
- 録音機器等の製造の主力は日米韓や他のアジア諸国であり、欧州諸国は基本的に輸入する立場。機器に補償金をかけることにより、欧州諸国では、国内の文化振興に外資を充てるといった政策的な側面がある。一方、米国やアジア諸国では、補償金制度は充実していない。
- 我が国がデジタルコンテンツの複製技術や高度な使用技術をリードし、市場を形成している一方で、それを輸入する欧州諸国では補償金制度が維持され、我が国では維持されないとするのは、随分バランスを失っている。むしろ、我が国が製造する機器には課金してもよいのではという発想が我が国から生まれてもよいのではないか。

《参考》文化審議会著作権分科会報告書（平成 18 年 1 月）で示された補償金制度の課題

- ・ 制度上の課題としては、補償金制度は、複製を行うものの正確な捕捉、対象機器・記録媒体の正確な捕捉及び分配を受ける権利者の正確な捕捉の困難性があること
- ・ 配信事業においては課金と補償金の二重取りの可能性があること
- ・ 運用上の問題点としては制度に対する消費者の認知度が低いこと、返還制度が十分機能していないこと、共通目的事業の内容が十分知られていないこと等
- ・ 著作権保護技術等の進展により私的録音録画の実態が捕捉可能となるとの意見があるところから、機器等の購入時にすべての購入者が補償金を支払わなければならないという現行制度（一括支払方式）を正当化する根拠が失われつつあるとの指摘があること
- ・ ハードディスク内蔵型録音機器等の対象追加、パソコン、データ用 CD-R 等の汎用機器・記録媒体の取扱い及び対象機器等の政令指定方式については、見直しの検討の中で再検討すること
- ・ 国際条約・国際動向との関連に留意しつつ、権利者の利益が不当に侵害されることがないようにすること。また将来の制度は、利用者にとって利用しづらいものとならず、かつ納得のいく価格構造になるよう留意すること

(1) ② 対象機器・記録媒体について

【主な論点】

○対象機器・記録媒体の範囲

- ・補償金制度の対象が一部の専用機器・記録媒体に限定されていることについて（機器・記録媒体一体型の録音専用機器や、私的録音に供される汎用機器等が対象とされていないことについて）

（エ） 汎用機器等を使用して私的複製が現に行われている実態をどう考慮すべきか。

〔（ウ）、（オ）及び（ケ）と関係〕

（オ） 契約と技術による対価還元のビジネスモデルが構築される場合、その在り方により、対象機器・記録媒体の範囲は具体的にどのように確定されるか。

〔（ウ）、（エ）及び（ケ）と関係〕

○対象機器等の決定方法

- ・対象機器等の決定方法の在り方及び規定ぶりについて

（カ） 政令指定方式を改め、法令で定める基準に照らして、公的な評価機関の審議を経て、文化庁が定める方法とすべきか。〔（ウ）と関係〕

<主な意見>

【対象機器・記録媒体の範囲】

- ◎ 私的録音録画に供される機器等が現行の補償金制度の対象となっておらず、実態を反映させるべき。汎用機器とともに、私的録音を主たる用途とする機器・記録媒体一体型のものについて検討が必要
- ◎ 現行の補償金制度においては、機器等の購入時に一律に補償金を支払うことになっているため、私的録音録画を行う可能性が高い専用機器に範囲を絞っているところ、汎用機器に範囲を広げた場合は、そのラフ・ジャスティスな側面を正当化できないのではないか。
- ◎ 汎用機器を補償金の対象とすることは、その機器で私的複製を行わない消費者にまで補償金を課すこととなり、納得感が得られにくい。
- ◎ 「専用」か「汎用」かという硬直的な区分は不適切であり、汎用機器であっても私的複製の用に供されているという実質をみるべき。私的複製の用に供されている機器等については全て俎上に載せたうえで、使用実態を踏まえて評価を加えていくプロセスが組み込まれた制度としていく必要がある。

【対象機器等の決定方法】

- ◎ 対象機器・記録媒体を政令指定する方式は状況変化への速やかな対応という点において限界がある。また、補償金対象の決定手続きとして、例えば権利者や事業者が当事者として議論するという手続きも考えられるのではないか。

（議論の進め方等について）

- クラウドサービスも対象とするとなると、議論が大きく変わるので、まずは従来型の専用機器から汎用機器等に対象を広げるべきかという点から議論すべきではないか。

（分離型専用機器以外への対象拡大の可能性について）

- 私的録音録画に供される機器等が現行の補償金制度の対象となっておらず、実態を反映させるべき。
- 汎用機器等とともに、私的録音を主たる用途とする機器・記録媒体一体型のものについて検討が必要。
- クラウドサービスまで対象を拡張した場合、利用実態の把握は極めて困難であり、このことは、現在対象とされていない汎用機器についても同様である。しかし、利用実態の把握が難しいとはいえ、これらによる私的複製がますます増えていくことを考えると、現行の補償金制度を維持する以上は、これらを対象とせざるを得ないのではないか。
- 汎用、専用の話は、ユーザーが支払義務者であるときの話である。メーカーの上げる利益に着目した制度を考えた場合は、メーカーは専用、汎用の別なく複製機能を実装した機器の販売から一定の利益を上げるという構造があるため、質的に異なる。
- 現在の補償金制度は、私的複製の蓋然性が高いものとして、専用機器・媒体を補償金の対象としているが、今は明らかに、汎用機器を利用した複製に移行している。私的複製の実態があるこれらの機器等も補償金の対象としなければ、補償金制度自体が、実質を伴うものといえないと考えられる。
- 私的録音録画補償金制度創設から現在までの私的録音録画に供される機器等の変化や、パソコン、タブレット、スマートフォン等が補償金の対象として追加されている諸外国の動きをみれば、我が国において補償金の対象とすべき範囲も自ずと判明するのではないか。
- 他方、今日の複製は、単なるデジタル化に留まらず、通信を介してメディアと複製機器が一体化したクラウド的サービスも行われている。クラウドサービスについては、今後のサービス展開の行方も踏まえつつ、その変化にもある程度対応できるような、現実的な手段を探るべき。

(汎用機器に対象拡大することの課題等について)

- 私的複製に汎用機器が供されるようになっているとして汎用機器を補償金の対象とすることは、その機器で私的複製を行わない消費者にまで補償金を課すこととなり、納得感が得られにくい。
- 汎用機器は、私的複製に使用されないものも数多く、例えば、スマートフォンを持っていたとしても、私的複製をほとんどしない人もいる。また、マルチデバイス・ダウンロードサービスについては、補償金は不要と考えるべき。更に、私的複製の量は、今後、現在より非常に増加するということはないのではないか。
- 現行の補償金制度においては、複製をするしないに関わらず、機器等の購入時に補償金を支払うことになっているため、私的録音録画を行う可能性が高い専用機器に範囲を絞っているところ、汎用機器に範囲を広げた場合は、そのラフ・ジャスティスな側面を正当化できないのではないか。
- 汎用機器であっても私的複製の用に供されているのではないかと。むしろ、分量から言えば、汎用機器を利用した複製は多く、実質をみるべき。「専用」か「汎用」というオール・オア・ナッシングの硬直的な区分ではなく、私的録音の使用実態を踏まえて、程度に応じた柔軟な基準を設定する必要がある。その意味で、全ての汎用機器が一応組上りのって、それぞれについて評価を加えていくような何らかのプロセスが組み込まれた制度を設計していく必要がある。

(政令指定方式等について)

- 補償金制度が事実上機能していないのは、政令指定方式に問題があるのではないかと。現行の対象機器・記録媒体を政令指定する方式は状況変化に速やかに対応することができないため、専用機器か汎用機器かということではなく、私的複製に供される機能を有する製品・サービスを対象とすべき。
- 補償金の対象を決定する手続として、例えば権利者や事業者が当事者として議論をするという手続も考えられるのではないかと。

(その他)

- クラウドサービスや、PC等の汎用機器を対象に含めることは、社会的な影響が大きいことを踏まえると、難しいと考えられる一方、議論がそこから進展していない。

(1) 一③ 補償金の支払義務者等について

【主な論点】

○補償金の支払義務者

- ・支払義務者を誰とするか。「製造業者等」の位置付けをどうするか。汎用機器等の購入者が私的録音を行わない場合にどのように対応するか。

(キ) 録音・録画機器等の発達普及に伴い、社会全体として著作物等の利用が促進されてきた反面、録音・録画機器等の発達普及が私的録音・録画を増大せしめる結果をもたらしていることから、権利の保護と著作物の利用との間の調整を図るため、公平の観点上、当該機器等の提供者である製造業者等が、支払に協力する義務を負っている。支払義務者の見直しは、補償金の返還制度の問題の解消にもつながりうるが、このような製造業者等の位置づけを見直す必要はあるか。必要があるとすると、どのような改善方策が考えられるか（「協力義務」の位置づけの見直しや、「協力義務」の内容の明確化等）。〔(ウ) と関係〕

○補償金額の決定方法

- ・補償金額をどのように決めるか。

(ク) 現行制度の方式（申請された案について、文化審議会著作権分科会使用料部会の審議を経て認可）について、見直す必要はあるか（関係者の意見が十分反映される運用改善等を含む）。また、補償金額は、機器等ごとに私的複製の実態等を反映して決定していくことが適切か。〔(ウ) と関係〕

<主な意見>

【補償金の支払義務者】

- ◎ 現行制度では事業者が協力義務者とされているが、法的強制力がないとなれば補償金制度は事実上機能しない。コンテンツの訴求力を利用して成果を上げる事業者等は、利害当事者として極めて大きな存在であり、機器や媒体の製造業者にある程度の義務を課するという形での補償金制度は、一般的に国際的な理解がある。
- ◎ 著作権法の立てつけとして、私的複製を行うユーザーの行為を飛ばしていきなり、複製機能を提供する事業者の支払義務を位置付けることは困難と考えられる。製造業者の義務を明確化しようとする場合には、クラウドサービス事業者等の支払義務の検討も必要と考えられ、その場合には、海外事業者がいる場合の実効的な運用の難しさ等も論点となる。

（製造業者の協力義務者としての位置付けの見直しについて）

- 現行制度では事業者が協力義務者とされており、法律上の責任が明確ではない。事業者に対して法的強制力がないとなれば、補償金制度は事実上機能しない。
- 私的複製から利益を受けるという観点からすると、消費者だけでなく、コンテンツの訴

求力を利用して成果を上げる事業者等は、利害当事者として極めて大きな存在であり、現行制度では協力義務者となっているが、本来は当事者として考えるべき存在である。消費者と権利者の利害調整というところから離れないと、この問題は解決しないのではないか。よって、複製機能を提供する事業者を支払義務者とすべき。

- 著作権法の立てつけとして、複製をするユーザーの行為を飛ばしていきなり、複製機能を提供する事業者について議論するのは困難ではないか。
- 現行の著作権法制定時は、利用者（行為者）が受益者でもあるとする時代背景があったと考えられるが、その後、メーカーが補償金に係る支払協力義務者として整理されたことや、実効性ある制度設計の必要性を考えたときに、受益者負担の観点から、支払義務者の位置付けを見直すこともありうるのではないか。
- 録音・録画をしない者については還付制度が存在しているが、メーカーへ課金する場合には還付制度は考えられないであろう。このような現状の中で、メーカーに直接課金することは、憲法論に耐えうる十分な理論武装ができるか疑問がある。
- 複製手段の提供者であるという意味で、機器や媒体の製造事業者を支払義務を課すという形での補償金制度は、欧州を中心に、一般的に国際的な理解がある。
- 現行104条の5は、製造業者等の協力義務について、指定管理団体が「支払を請求する場合には」「補償金の支払の請求及びその受領に関し協力しなければならない」と規定しているが、自然債務を負うようなものであって努力義務的な扱いでしかないのか、訴求力が及ぶものなのか、その法的性格付けは明確ではない。法律上明確化することが必要であり、支払義務がある（債権者は指定管理団体）と規定すべきではないか。なお、その際、私的複製する者の支払義務（30条2項）については、規定は変更せずともよいのではないか。

（クラウドサービス等の扱いについて）

- 「製造業者」の義務を議論する場合には、クラウドサービス等も視野に入れるべきか、検討が必要（協力義務者について、クラウドサービス等を視野に入れば、サービス事業者を含めることも検討が必要）。
- クラウドサービスの提供者は海外の事業者も少なくないことを踏まえると、サービスの事業者を支払義務者とした際に、どのように実効的に支払義務を課すことができるのかは論点となる。
- クラウドサービスの事業者は、いわばサービスの製造業者であり、販売者ともいえる。クラウドサービスの事業者を対象とすると、権利者・機器の製造業者・機器の利用者とともに、機器の販売業者も含めた四角関係を考える必要が生じ、新たな検討が必要となる。

(1) ④ 補償金の分配等について

【主な論点】

○補償金の分配等

- ・対価還元を機能させるシステムとして、補償金の徴収・分配をどのような仕組みとするか（補償金の分配先・分配方法・文化振興等の目的への支出）。

＜主な意見＞

【補償金の分配等】

- ◎ 補償金制度は、広範な私的複製を基礎とするものである以上、個別の利用実態を把握することは困難であることから、権利者への分配は集合的に考えるべきものである。分配の前提となる利用実態については、どのように推定していくかの合理性が重要である。
- ◎ 共通目的事業については、支出にあたり消費者の意見も取り入れ、透明性をより高める運用の改善を行うことのほか、権利者やアーティストの合意が得られるのであれば、支出割合を2割以上としていくことも考えられる。

(私的録音録画補償金の制度的性格と分配・支出について)

- 補償金制度は分配先についてアバウトな見立ての上に設計されているという主張があるが、一方で、家庭内での複製行為に介入することは適切ではなく、どのコンテンツが複製されているのかを把握することはできないのではないか。
- 補償金制度は、広範な私的複製を基礎とするものである以上、個別の利用実態を把握することが困難であることから、権利者への分配は集合的に考えるべきである（厳密に分配しようとする、あまりに微小なものも含めての対応が求められ、取引費用がかえって高騰し、制度として成り立たない）。分配の前提となる利用実態については、どのように推定していくかということの合理性が重要であるとともに、共通目的基金との組み合わせも必要である。
- 補償金制度の納得感ということにも関連するが、補償金制度の認知度が低い。補償金制度によってクリエイターにきちんと対価還元されていることをアピールすることも必要。
- 分配の現状（現在の分配の方法・分配率等）は概ね以下のとおり（平成 28 年度実績）。
 - ・ 補償金は対象機器・記録媒体の販売価格に上乗せされ、輸入業者やメーカーは、購入者が支払った補償金を、私的録音補償金管理協会（sarah）に対して支払う（補償金受領額：約 5,400 万円、補償金額平均：機器 1 台当たり 632 円・記録媒体 1 枚当たり 1 円 13 銭）。
 - ・ 受領額のうち徴収・分配及び共通目的事業等を実施するための業務手数料である管理手数料 10%（規定では 20%）（残余金は次年度に分配する）を控除し、残額の 2 割を共通目的事業、8 割を権利者分配基金に分ける。

- ・ 共通目的事業は、自主事業（冊子配布等の著作権・著作隣接権の保護に関する事業）に約 50 万円、及び第二種助成事業（音楽・芸能に関わる創作活動等に対する一般公募事業（平成 28 年度実績：29 事業））に約 970 万円を支出。
- ・ 権利者分配基金は、著作権者（36%）・実演家（32%）・レコード製作者（32%）の 3 団体を通じて、権利者に分配されている（括弧内は分配率）。
- ・ 各団体（日本音楽著作権協会・日本芸能実演家団体協議会・日本レコード協会）は、それぞれの分配規定に基づき、手数料などの控除や前年度繰り入れの基金等の戻し入れをした後の分配資金を権利者に分配（著作権者：日本音楽著作権協会は約 1,500 万円（分配先 7,373 人）、日本脚本家連盟は約 64 万円（分配先 261 人）、実演家：日本芸能実演家団体協議会は約 1,400 万円（分配先 12,611 人）、レコード製作者は約 1,300 万円（分配先 594 社））。
- ・ 日本音楽著作権協会は、私的複製の元となった放送、オーディオディスク、貸レコードの全量のデータを基に分配計算を行っている。分配先である 7,373 人の内訳は、個々の著作者自身と音楽出版社、著作権者の法人であり、この他、相互管理契約を締結している海外の団体（54 団体）にも送金している。
- ・ 日本芸能実演家団体協議会は、放送、市販録音物、貸レコードのデータを基に分配計算を行っている。なお、権利者で按分して分配していくが、昨今のように総額が少なくなると、1 円に満たない人が出てくるため、分配対象者は減少傾向にある。
- ・ レコード製作者は、私的録音源を放送からの録音、購入レコードからの録音、貸レコードからの録音に分け、出荷金額のシェア等で分配を行っている。分配先の 594 社は、会員社以外も含んでいる。

（共通目的事業への支出割合）

- 補償金制度は本当に機能しているのか、機能していないのか、機能させる方法が残っているのかを検討する必要がある。クリエイター育成基金に関しては、補償金制度の共通目的基金の改善にも直結する。
- 共通目的事業への支出割合については、権利者の意思に基づいて決める必要があるが、逆に言えば、権利者側の合意があれば変更可能であるというべきである。また、現在、私的録音補償金管理協会では、共通目的委員会を設置し、権利者のみならず、有識者やメーカーも委員として参画し、支出先に関する協議を行っているが、そこに消費者も加わり、透明性を高めて支出する枠組みを作っていくことも考えられる。
- 将来のクリエイター育成のために支出してもよいというアーティストの方々の総意があれば、補償金の共通目的事業について、2 割の枠を超えて、更に 1 割ほど追加してもよいのではないかと。

(2) 契約と技術による対価還元

(2) ー① 基本的考え方

【主な論点】

○各手段の強みと課題は何か。〔共通〕

○各手段について、課題がある場合に、課題の解決のためにどのような方策が考えられるか。また、その際の留意点は何か。対価還元的手段として、各手段の組み合わせも考えられるか。〔共通〕

(ケ) 契約と技術による対価還元手段の課題について、それらの課題解決に向けてどのような現実的な方策が考えられるか。特に、契約・技術により実効的な対価還元が実現できる領域の範囲と限界はどこまでか(どのような実効的なビジネスモデルが考えられるか)。〔(ア) (イ) と連動〕

<主な意見>

《強みについて》

- ◎ サービスの利便性が高くなればその分を利用料として新たに支払うということは、消費者として受け入れられる。
- ◎ 特に配信音楽については、コピー制御技術の向上と直接課金の実現が増えてきている。
- ◎ 契約自由の原則があるため、対価上乗せを契約に含めることは可能である。

《課題について》

- ◎ 現行法上、無許諾で複製が可能な私的録音に対する対価は、補償金制度によって権利者に還元されるという制度的前提が存在しており、提供価格への対価上乗せを契約において盛り込むことは、困難ではないか。
- ◎ 一律の対価上乗せは、私的録音の可能性のないユーザーにも負担を課すことになり、消費者が対価上乗せについて納得するのであればともかく、公平性を欠くと考えられる。
- ◎ 図書館貸出 CD や、テレビ・ラジオ放送等の無料で提供されるコンテンツを想定した際には、価格上乗せ方式は困難。

《課題解決に向けて》

- ◎ (契約・技術により実効的な対価還元が実現できる領域の範囲と限界はどこまでか。)

(契約と技術による対価還元の可能性について)

- サービスの利便性が高くなればその分を利用料として新たに支払うということは、消費者として受け入れられる。補償金という形ではなく、新しいサービスやイノベーションを促進して、サービスの契約の中でクリエイターに対価還元が行われるべきであろう。
- コピー制御の技術の向上と直接課金の実現が増えてきている現状を踏まえ、私的複製をするか否か分からない消費者に補償金を支払わせるより、サービスを利用している消費者に契約で対価を還元してもらうというのが筋である。
- 法的な意味での対価還元は困難だとしても、対価還元する余地は全くないのか。契約の対価還元がクリエイターに適切に行われていないのであれば、どの部分に問題があるのか、是正する方法はないのかを考える必要があるのではないかな。
- 対価上乗せは、契約自由の原則があるため可能である。また、技術の進展により、利用者の複製はコントロールできるようになった面もある。
- 私的複製を容易にする付加的なサービス・技術に対して対価を支払う（価格上乗せ）など、未来志向でクリエイターに対価還元ができる方策を考えていければよい。
- 録音・録画機器にスイッチあるいはアプリケーションがあり、私的複製の際に対価徴収を行うことなどが技術的に可能となれば、機器の種類に関係なく、問題は解決するのではないかな。
- 音楽、特に配信音楽については、実態として、通常は複製を伴うのではないかな（自分のスマートフォンに入れて聞く等）。また、録音機器等を買替えるたびにバックアップ目的で私的複製が行われるが、コンテンツに着目すると、機器を購入するたびに補償金を上乗せして支払うのではなく、コンテンツの購入時に私的複製への対価分を含めて支払い、以後の私的複製については対価還元は終わっているという立てつけにするということも考えられるのではないかな。

(契約と技術による対価還元手段の課題について)

- 現行法上、無許諾で複製が可能な私的録音に対する対価は、補償金制度によって権利者に還元されるという制度的前提が存在しており、提供価格への対価上乗せを契約において盛り込むことは、困難ではないかな。
- コンテンツの提供価格への対価の上乗せは、録音機器等を所持しておらず、私的録音の可能性のないユーザーにも負担を課すものであり、公平性を欠くものと考えられるため、私的録音の機器等の購入に際して補償金を求める現行の制度に比べても、ユーザーの納得感は得られにくいと考えられる。
- 配信事業者は、コンテンツを配信する際、その利用行為について権利者に対価を支払

い、コンテンツを利用者に提供しているが、コンテンツ提供後の利用者による私的複製の対価を提供価格に上乗せすることは、利用者が一律に納得するのであればともかく、困難ではないか。また、権利者は、配信行為に加えて、デバイスへの複製を配信事業者の利用行為として捉えて配信事業者と利用許諾契約をしているが、その先の私的複製は事業者の責任ではないため、利用許諾契約の中に私的複製の対価を盛り込むことはできないと考えられる。

- 機器や媒体の製造事業者にある程度の義務を課すという形での補償金制度は、一般的に国際的な理解があるが、補償金制度を廃止し、契約と技術による対価還元のみによることについては、一般的な理解として成立するか疑問。
- パッケージCDを購入する時点で私的録音するかは分からないし、図書館貸出のCDからの私的録音については、価格上乗せ方式は困難。従って、録音機器や媒体の購入と紐づけて補償金を徴収する現行制度の方が、価格上乗せ方式よりも合理性がある。
- 無償で提供されているテレビ・ラジオ等の放送コンテンツに関しては、価格上乗せは不可能である。
- 音楽配信については、価格上乗せによる解決とともに、補償の対象外とすべき範囲にも留意する必要がある（マルチデバイスを前提として販売されたものは補償の対象から除外されるべき。もとより、例えば iTunes 等のマルチデバイスのサービスを利用してCDからリップリングすることも可能であるため、同サービス・アプリケーションを利用した複製の全てが補償の対象外とされるものではない。）。また、大量複製の実態があることが指摘されるが、レコードやCDを棚に保管する代わりに、サーバに保管する形に変化しているものであり、権利者に対価還元が必要な私的複製の範囲は減少しつつあるのではないか。

(2) ② 契約と技術の対価還元手段における提供 価格設定の考え方

【主な論点】

○価格設定の考え方

- ・ 提供価格への上乗せ等をするべき範囲と対価金額をどのように決めるか。
- ・ 提供価格に上乗せする場合、対価の確保が困難なサービスはあるか。無償提供されるコンテンツについては上乗せが困難となるがどのように対応するか。また、対価の確保についてどのように担保するか。制度上の対応が必要となるか。
- ・ 提供価格に上乗せする場合、現行の契約にどのような影響があるか。
- ・ コンテンツの提供を受けた者が私的録音を行わない場合にどのように対応するか。

<主な意見>

【価格設定の考え方】

- ◎ パッケージ販売、パッケージレンタル、ダウンロード型音楽配信のいずれの流通形態においても、提供価格には、消費者の私的複製に係る対価は含まれていない。複数のデバイスへ楽曲を配信するマルチデバイス・ダウンロードサービスについても、私的複製に係る対価は契約には含まれていない。
- ◎ インターネット配信が成長することにより、契約と技術で対応できる範囲が拡大していく。原則として、適切な対価還元はビジネスモデルによって担保されるべきである。また、価格は市場において決定されていくものであり、市場価格が適正価格と言えるのではないか。

(現状について)

- パッケージ販売、パッケージレンタル、ダウンロード型音楽配信のいずれの流通形態においても、提供価格には、消費者の私的複製に係る対価は含まれていない。複数のデバイスへ楽曲を配信するマルチデバイス・ダウンロードサービスについても、私的複製に係る対価は契約には含まれていない。

(価格の決定方式等について)

- インターネット配信が成長することにより、契約と技術で対応できる範囲が拡大していく。また、インターネット配信が増える中で対価を還元すると、対価の二重取りという問題が拡大する。
- 2002年当時機能していたコピー制御技術であるSCMS（シリアル・コピー・マネジメント・システム）はもはや有効に機能しておらず、基本的にはコピー制限がない状態で音楽が回っている。

- 原則として、適切な対価還元はビジネスモデルによって担保されるべきものであり、補償すべき損失がある場合には、例えば販売価格を見直す等の契約による解決を図る機会を設けるべき。
- 価格は市場において決定されていくものであり、(補償すべき分も含めて、) 市場価格が適正価格であるといえるのではないかと。現在の価格に私的複製に係る対価を上乗せするということには必ずしもならないのではないかと。
- 無償で提供されているコンテンツについては、プライスインがもともとできないという点は留意が必要。

(3) クリエーター育成基金

(3) ① 基本的考え方【主な論点】

- 各手段の強みと課題は何か。〔共通〕
- 各手段について、課題がある場合に、課題の解決のためにどのような方策が考えられるか。また、その際の留意点は何か。対価還元的手段として、各手段の組み合わせも考えられるか。〔共通〕

<主な意見>

《強みについて》

- ◎ 権利者への正確な分配が難しい補償金方式に限界があるとした場合、クリエイターの育成等に舵を取った対価還元を志向すべきではないか。

《課題について》

- ◎ 著作権の要素を超える要素が多く、財源確保は課題。

《課題解決に向けて》

- ◎ 新たに基金を造成する場合のほか、現行制度における補償金の分配・支出方法としても考えられる。

(新たな解決方法としての意義について)

- 現行の補償金制度のように、現実の私的複製に対応して権利者に正確に分配をすることが難しい制度を維持するよりは、ある程度割り切って、クリエイターの育成に大きく舵を取った対価還元を志向すべき。
- 質の高い日本のコンテンツを継続的に生み出すための土壌整備という観点から、補償金よりもむしろ、健全なるクリエイターの育成と創作拡大に向けた支援基金を設立し、権利者、事業者、消費者によって日本コンテンツの国際競争力を向上させる検討をすべき。
- クリエーター育成基金は、現行の補償金制度とは全く別の視点で、文化政策や、将来のクリエイター育成について考えるべきではないかということに基づく案。

(補償金制度との関係について)

- 補償金制度における共通目的基金の範囲や、支出割合を見直すことによって、一定程度、クリエイター育成の目的を達成することも可能ではないか。

- 補償金制度における補償金の分配について、利用実態に応じた権利者への分配がなされていないとするのであれば、むしろ、クリエイターの育成等にそれを充てることが、より利用者（消費者）の意識に合うといえる。
- 著作権制度の枠を超える要素も多く、財源の確保は課題。この手法は、新たに基金を造成する場合のほか、（１）の現行の補償金制度における補償金の分配・支出方法としても考えられる。

（３）－② 制度設計等について

【主な論点】

○制度設計等

- ・補償金、広く国民・事業者等から一定の基金を集める、税金として集めるなどが考えられるがどうか。基金以外の適切な支援の在り方も検討すべきか（税制優遇等）

○基金の分配等

- ・対価還元の必要性は、私的録音による不利益が根拠となるが、徴収した対価を文化振興・クリエイター育成目的に支出することの理由についてどのように整理ができるか。対象事業等、支出先をどのように決定するか。

<主な意見>

【制度設計等】

- ◎ 権利者・事業者・消費者の三者の合意のもとに、日本のコンテンツの国際競争力を向上させる仕組みを作ってはどうか。

【基金の分配等】

- ◎ クリエイター支援に関する使途については、補償金の分配の方法に関するバリエーションの一つとして捉えるべき。

（財源の確保等について）

- 権利者・事業者・消費者の三者の合意のもとに、日本のコンテンツの国際競争力を向上させる仕組みを作ってはどうか。その際に、一定の基金を集めることが考えられる。
- クリエイター支援の在り方としては、例えば税制の優遇や特定目的税という方法もあるか。

（他の手段との関係性について）

- クリエーター育成基金について、補償金の使途は優れて、権利を制限されている権利者の意思が重要になるところ、クリエイター支援に関する使途については、補償金の分配の方法に関するバリエーションの一つとして捉えるべき。